



労農記者クラブ提供

平成25年8月21日  
大阪労働局発表

大阪労働局労働基準部賃金課

電話 06-6949-6502

## 大阪府最低賃金を19円引き上げ 時間額819円に

大阪府最低賃金審議会は、本日(8月21日)、大阪労働局長に対し、大阪府最低賃金を本年10月18日から19円引き上げて、時間額819円に改正決定することが適当であるとの答申を行った。

- 1 大阪府最低賃金審議会(会長 玉井金五 大阪市立大学大学院教授)は、本年7月9日に、大阪労働局長(中沖剛)から、大阪府下の全労働者に適用される「大阪府最低賃金」の改正についての諮問を受け、調査審議を重ねてきたが、8月21日、時間額を現行の800円から19円引き上げ(引上率2.38%)、819円に改正決定することが適当であるとの答申を行った(別添答申文写し)。
- 2 同審議会においては、「現下の最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、経済財政運営と改革の基本方針(平成25年6月14日閣議決定)及び日本再興戦略(同日閣議決定)に配慮した」調査審議を求める諮問がなされた中で、「中央最低賃金審議会の平成25年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」、賃金実態調査結果等のデータを基に十分な審議が尽くされた結果、「大阪府最低賃金」について、19円引き上げることが適当であるとの結論に至ったものである。  
なお、この結果、生活保護水準との乖離(8円)は解消された。
- 3 大阪労働局としては、この答申の内容について本日付けで公示を行い、本年9月5日までに関係労働者及び関係使用者から異議の申出がない場合は、答申どおり、改正決定を行う予定である(官報に公示)。

(参考)

1	答申のあった時間額	819円
2	現行の時間額	800円
3	引上げ額	19円
4	引上げ率	2.38%
5	賃金の引上げが必要な労働者数	約178,000人
6	地域別最低賃金額の推移(別紙)	
7	最低賃金決定の仕組み(別紙)	

写

平成25年8月21日

大阪労働局長  
中 沖 剛 殿

大阪地方最低賃金審議会  
会 長 玉 井 金 五

大阪府最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成25年7月9日付け大労発基第1375号をもって貴職から諮問のあった大阪府最低賃金の改正決定について、専門部会を設け、中央最低賃金審議会による地域別最低賃金額改定の目安（答申）、賃金実態調査結果及び各種資料に加え、現下の最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、経済財政運営と改革の基本方針（平成25年6月14日閣議決定）及び日本再興戦略（同日閣議決定）に配意し、慎重に調査審議を重ねた結果、下記のとおり結論に達したので答申する。

また、答申に当たっては別紙のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより平成23年9月30日改正発効された大阪府最低賃金（時間額786円）と平成23年度の生活保護水準とを比較したところ22円下回り、かつ、平成24年度の大阪府最低賃金の改正（時間額800円）による引上額14円を加えても8円下回っていたことから、これを今年度で解消することとしたものである。

記

- 1 適用する地域  
大阪府の区域内
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間819円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり

## 大阪府最低賃金と生活保護との比較について

## 1 大阪府最低賃金（発効日）

- (1) 平成23年度 時間額 786円（発効日 平成23年9月30日）
- (2) 平成24年度 時間額 800円（発効日 平成24年9月30日）

## 2 生活保護水準

## (1) 比較対象者

12～19歳・単身世帯者

## (2) 対象年度

平成23年度

## (3) 生活保護水準（平成23年度）

生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の大阪府内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（118,826円）。

## 3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(1)に掲げる金額の1箇月換算額（註1）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると大阪府最低賃金が下回り、その乖離額は時間額（註2）に換算すると22円であった。これに平成24年9月30日改正発効による引上額14円を減ずると残る乖離額は8円となる。

このため、最低賃金法第9条第3項の規定に基づき生活保護に係る施策との整合性を図るため、今年度解消することを目指して8円の引上げとすることが適当である。

## （註1）最低賃金1箇月換算額

$$786 \text{円（大阪府最低賃金）} \times 173.8 \text{（1箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.847 \text{（可処分所得の総所得に対する比率※）} = 115,705 \text{円}$$

※ 平成25年8月7日付け中央最低賃金審議会の「平成25年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」別添グラフに示された比率。

## （註2）時間額換算差額算出法

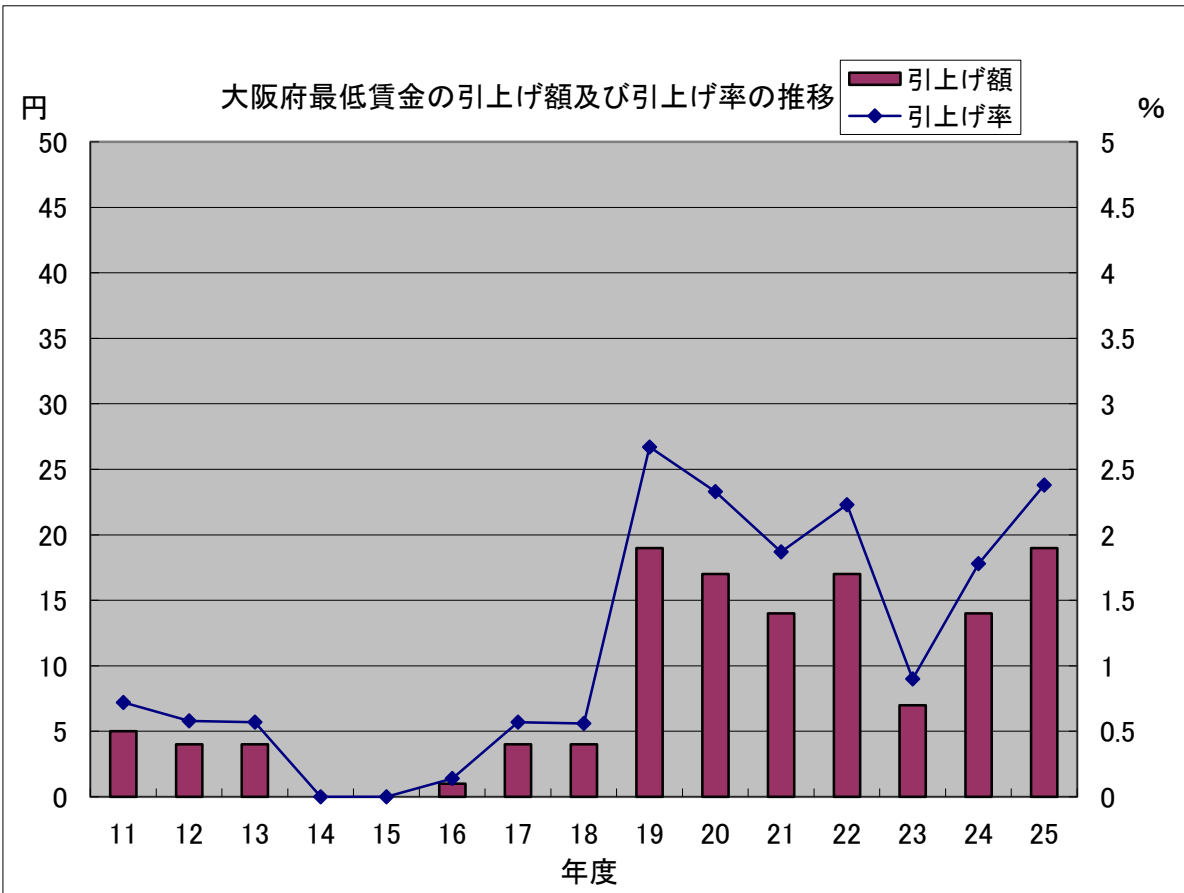
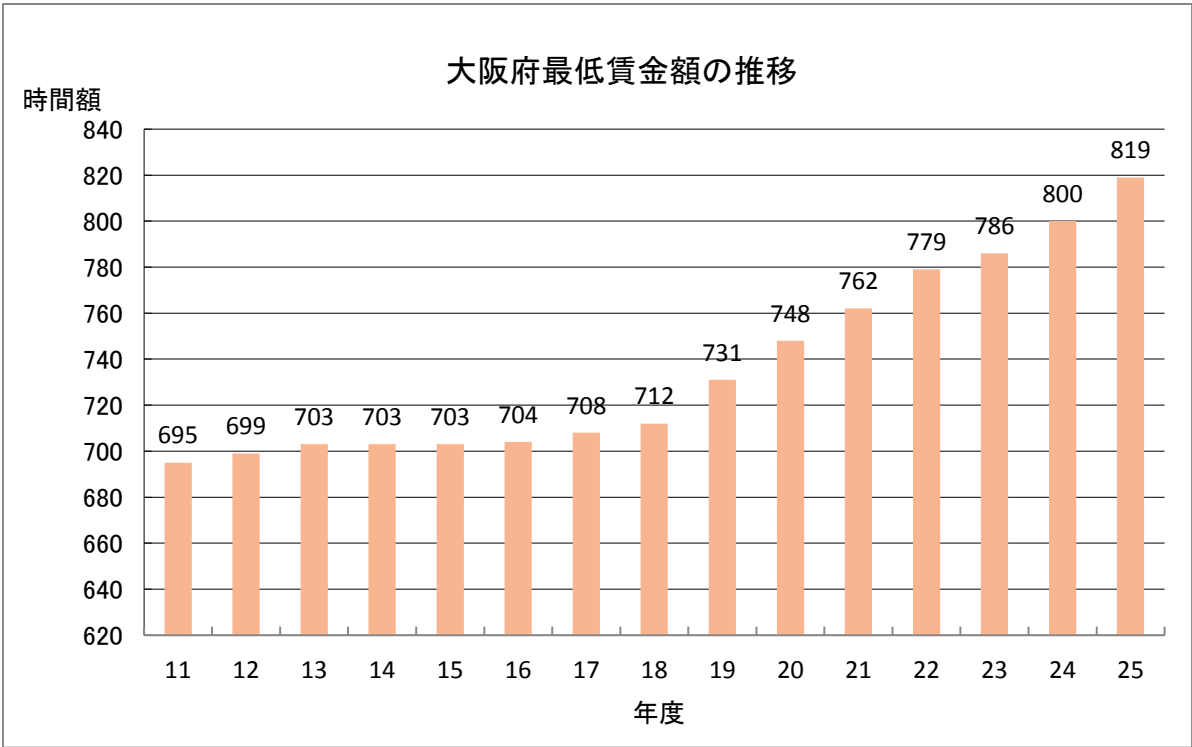
$$\text{（上記2の(3)に掲げる金額} - \text{上記1の(1)に掲げる金額の1箇月換算額）} \div 173.8 \div 0.847$$

※ 1円未満は切り上げ。

## 地域別最低賃金額の推移

年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
時間額	677円	690円	695円	699円	703円	703円	703円	704円	708円	712円
引上げ額 (時間額)	15円	13円	5円	4円	4円	0円	0円	1円	4円	4円
引上げ率	2.27%	1.92%	0.72%	0.58%	0.57%	0%	0%	0.14%	0.57%	0.56%

年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
時間額	731円	748円	762円	779円	786円	800円	819円
引上げ額 (時間額)	19円	17円	14円	17円	7円	14円	19円
引上げ率	2.67%	2.33%	1.87%	2.23%	0.90%	1.78%	2.38%



地域別最低賃金決定の仕組み

8月21日

